

平成29年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社横島レンタカー整備 代表者横島忠男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県下妻市唐崎1017 (交通部営業所) 茨城県下妻市唐崎1017
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年1月22日及び平成28年3月31日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)